

第2期二本松市子ども読書活動推進計画

(案)

二本松市教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 これまでの取組みと今後の課題	
1 これまでの取組み	3
(1) 家庭における具体的な読書活動の推進	3
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	3
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	4
2 現状と課題	6
第3章 計画の基本方針	
1 基本方針	9
2 計画の位置づけ	10
3 計画の対象	10
4 計画の期間	10
第4章 計画推進のための具体的な方策	
1 家庭における具体的な読書活動の推進	11
2 地域における子どもの読書活動の推進	11
3 学校等における子どもの読書活動の推進	13
第5章 計画の推進に向けて	
1 計画の推進体制	16
2 評価	16
第6章 数値目標	17
用語の説明	18
資料編	
1 図書館・図書室に関する資料	22
2 学校図書館に関する資料	25
3 二本松市子ども読書活動アンケートの実施結果	27
4 子ども読書活動の推進に関する法律	41
5 二本松市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱	43
6 二本松市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	44

はじめに

国においては、子どもの活字離れや国語力の低下、対話による問題解決力の低下等が指摘されている中、子どもにとっての読書の重要性に鑑み、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境整備を図ることを目的に、平成13年12月12日「子どもの読書活動の推進に関する法律（法律154号）」が公布、施行されました。

また、平成17年7月29日「文字、活字文化振興法（法律第91号）」が施行、平成18年12月22日には「教育基本法（法律第120号）」の全部が改正され、平成19年6月27日「学校教育法（法律第98号）」、平成20年6月11日「図書館法（法律第59号）」の一部が改正されました。

本市においては、平成20年3月に策定した「二本松市長期総合計画」の基本目標に「人を育てるすこやかなまちづくり」を掲げ、次代を担う子どもたちを健やかに育てるための様々な取組みのひとつとして、子どもの読書活動の推進に取り組むこととしました。

これらの背景を踏まえ、子どもの読書活動の推進に向けた具体的な取組みの指針として平成23年3月に第1期計画を策定しました。この計画は家庭・学校・地域・関係行政機関・ボランティア等の関係団体がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、子どもの読書活動を推進するために、基本的な方針及び具体的な方策を明らかにしたものです。

第1章 計画の策定にあたって

国においては、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）、平成20年3月に第二次基本計画が定められました。第二次基本計画期間中には平成22年を「国民読書年」とする「国民読書年に関する決議」が採択されました。

第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を踏まえ、平成25年5月には今後おおむね5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにした第三次基本計画が策定されました。

また、平成20年の図書館法改正及び図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化、図書館の運営環境の変化への対応の必要性から、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（図書館法第7条の2。図書館の健全な発展に資するために、設置及び運営上の望ましい姿を示した基準）が平成24年12月に改正されました。

福島県においては平成22年3月に第6次福島県総合教育計画との整合性を図りながら、県や市町村等が実施すべき施策の方向性をまとめた第二次「福島県子ども読書活動推進計画」を策定、平成27年2月にはこれまでの取組や成果と課題を踏まえ、おおむね5年間の福島県における子どもの読書活動の推進に関する施策や方向性や取

組みを明らかにした第三次「福島県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

これらの計画でも触れているとおり、近年の携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報通信機器の急速な普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えることが考えられます。「電子書籍元年」と呼ばれた平成22年には、電子書籍が次々に出版されました。読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場し、読書の新たな手段として普及しつつある電子書籍についても、今後の推移に十分留意する必要があります。

本市では平成28年度から平成32年度までの5年間の「新二本松市総合計画」を基本としながら、本市の目指す教育の基本となる「二本松市教育大綱」を策定し、教育に取り組むための基本方針や施策の方向性を示し、その中では次の基本理念を掲げています。

「未来を創る、心豊かな、たくましい人間の育成」の実現に向け

- 知性あふれる創造性豊かな人間の育成
- 伝統と文化、心のふれあいを大切にする人間の育成
- 健康で生きがいにみちた人間の育成

また、基本理念に基づき7つの基本方針を掲げ、それぞれの取組みを総合的に推進することとしています。その中で読書活動については、基本方針2「学校、家庭、地域が連携した教育を推進します。」、基本方針4「生きがいを求め、自ら学習する生涯学習を推進します。」の事業の一つに位置付けし、図書館や公民館図書室が市民にとってより身近な施設となるよう住民のニーズを満たすための図書資料提供のほか、生活や心を豊かにするための講演会や講座等を開催し「来て、楽しい」魅力ある図書館を目指します。

地域への社会的教育機能としては、さらに参考図書の充実を図り、必要な資料を求める市民に対し、レファレンスサービスを通じた適切な資料や情報を提供するとともに、引き続き蔵書検索システムをPRしていきます。また、計画に基づき図書館や学校、家庭での読書環境の整備を行うほか、学校司書を中心として学校図書館と公立図書館との連携による読書活動推進を図ります。

市の新総合計画の目標を達成するために、子どもの読書活動の推進に向けた具体的な取組みの指針として「第2期二本松市子ども読書活動推進計画」を策定します。

第2章 これまでの取組みと今後の課題

1 これまでの取組み

第1期計画では、子どもの読書活動の推進のため、「1 子どもが読書に親しむ機会の充実」、「2 子どもの読書環境の整備と充実」、「3 子どもの読書活動についての理解と促進」の3つを柱に掲げ市全体で計画の推進を図りました。

(1) 家庭における具体的な読書活動の推進

教育の原点は家庭にあり、子どもの読書活動においても、家庭での読書環境が大きな影響を及ぼすため、生涯にわたる読書習慣を子どもの頃より身につけさせることが非常に重要となってきます。その一つとして、4ヶ月児健康診査対象児に実施している「ブックスタート」を平成22年度から継続して実施してきました。ボランティア団体等の協力を得て読み聞かせを実施し、絵本を2冊プレゼントし、家庭における読書習慣のきっかけづくりの一助となりました。

さらに、平成27年度より3歳児健康診査対象児に「ブックスタート」のフォローアップ事業として、「ブックステップ」事業を展開しています。この事業は図書館職員やボランティア団体の協力を得て、集団における読み聞かせを実施し、保護者には図書館・公民館図書室の利用案内や、おすすめの児童書の紹介等をして、家庭全体で子どもの読書活動を推進するための啓発を行いました。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

① 図書館・公民館図書室における取組み

図書館・公民館図書室における取組みとして、読書ボランティアと連携を図りながら、「としょかんまつり」、「おはなし会祭り」等の様々なイベントやおはなし会の開催に取り組みました。特に平成27年度から実施した「えほんフェスティバル」は、市内の読書ボランティア団体による特徴ある読み聞かせにより、子どもたちは飽きる様子もなく楽しんでいました。また、読み聞かせをした読書ボランティア団体は互いの発表に刺激を受け、活動の参考としていました。

移動図書館（まつかぜ号）については、平成26年度から夏の特別コースに保育園等をコースに追加し、子どもたちが読書に親しむ機会の充実を図りました。

子どもたちをはじめ利便性の向上のためおすすめの本の紹介コーナーの設置や、特設展示コーナーの設置、気軽に読書ができるカーペット敷きの児童コーナーを設けるなど、子どもが読書に親しむ環境の充実に務めました。さらに、利用者への相談業務やレファレンスサービスの充実を図り、適切な資料や情報を提供し、子どもの読書環境の充実を図りました。

読書に関する広報活動では市ウェブサイトや図書館専用広報誌「図書館通信」を

発行し市内で活動している読書ボランティア団体の紹介や新刊図書の紹介等を行いました。また、広報にほんまつでは毎月「図書館だより」のページを設け、新刊図書の紹介や二本松図書館、岩代図書館でのイベントの案内、移動図書館の運行コースを掲載し、幅広い年齢層に対して図書館や読書推進の取組みをPRし、図書館の利用促進に努めました。

②公民館等における取組み

地域に密着しているという公民館の特性を生かし、二本松地域・安達地域の公民館では予算を確保し図書を購入し、利用者へ貸出を実施しました。また、岩代地域の公民館においては、岩代図書館が図書を公民館へ配本し、地域の方が利用できるよう図書を配置しました。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

①幼稚園・保育所における取組み

市内の各幼稚園・保育所等では、同じ年代の子どもたちと一緒に読み聞かせを受けることは、本の楽しみを味わい、読書習慣形成のきっかけになると捉え、ボランティアを活用し読み聞かせや紙芝居等を実施しました。

多くの施設では、週に一度絵本を貸し出し、子どもが絵本に触れ合う機会を設け、読書活動の推進に取り組みました。

また、保護者向けの子どもの年齢や発達段階に応じた「おすすめリスト」を配布しました。団体向け貸し出しや移動図書館「まつかぜ号」を活用し、乳幼児向けの図書資料の充実を図りました。

さらに職員への子どもの読書活動の重要性を深めるための研修の機会と捉え、福島県等が主催する読書に関する研修会などに積極的な参加を促しました。

②学校における取組み

市内小中学校において、一斉読書時間を設け、学校における児童・生徒の読書の機会を確保しました。また、各学校において図書委員会が中心となり、読書キャンペーンや多読賞・読書賞などの表彰、図書館の整備や図書館だよりを発行するなど創意工夫を凝らした事業が展開されました。「家庭読書の日」を家庭での読書活動を推進するきっかけとすることに取組んでいる学校もありました。

さらに図書ボランティアや地域の読書ボランティアを活用し図書の整理や読み聞かせ等の実施、放課後の様々な学習や体験活動の場を提供する「放課後子ども教室」における読み聞かせ等を実施する学校もありました。

また、図書館と連携を図り団体向けの特別貸し出し事業の活用や、図書館から配本してもらい、学校図書館の利用の充実を図りました。

学校図書館は学習の現場であるとともに子どもの読書活動の拠点としての役割を担います。学校図書館図書標準における充足率は引き続き市内小中学校において

充足率100%を達成しています。

また、平成26年6月に学校図書館法が改正されました。学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書と位置付け、これを学校に置くよう努めることとされました。本市では、学校図書館支援事業として、平成27年度から平成31年度までの学校図書館司書の配置を計画し、27年度は2名の学校図書館司書を配置しました。

2 現状と課題

第1期計画の推進期間における現状と課題は以下の通りです。

図書館・図書室に関する平成27年度と平成22年度の比較

(冊)

	蔵書数	児童書数	総貸出冊数	0～18歳の貸出冊数	児童書の貸出冊数	平均貸出冊数(市全体)	平均貸出冊数(0～18歳)
27年度	234,748	69,820	172,727	36,632	86,410	3.03	4.12
22年度	199,907	62,277	165,909	40,247	77,800	2.71	3.95
差(27-22)	34,841	7,543	6,818	△3,615	8,610	0.32	0.17

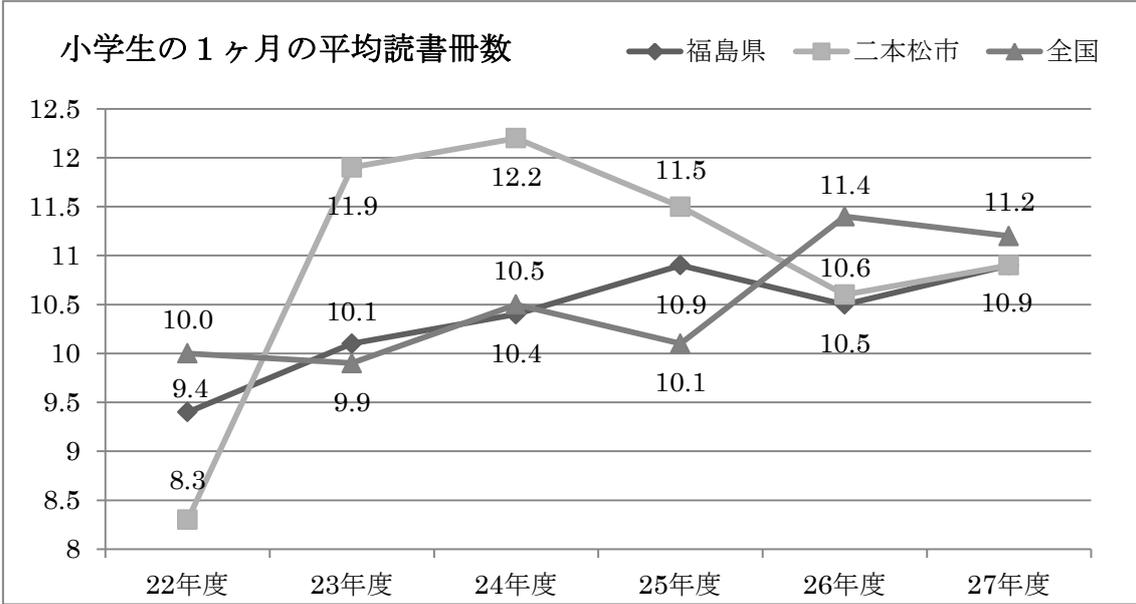
本市の図書館施設は二本松図書館、岩代図書館、安達公民館図書室、東和文化センター図書室及び移動図書館（まつかぜ号）があります。

第1期子ども読書活動推進計画を推進する前後の図書館・図書室の利用状況等を比較すると、蔵書数は34,841冊増加、児童書数においては7,543冊増加、総貸出数については、6,818冊増加、市民1人あたりの貸出冊数は2.71冊から3.03冊と増加しました。子ども（0～18歳）の貸出冊数は3,615冊減少してしまいましたが、児童書の貸出冊数は8,610冊増加し総貸出冊数の50%を超えています。また、子ども（0～18歳）の1人あたりの貸出冊数は3.95冊から4.12冊に増加しています。

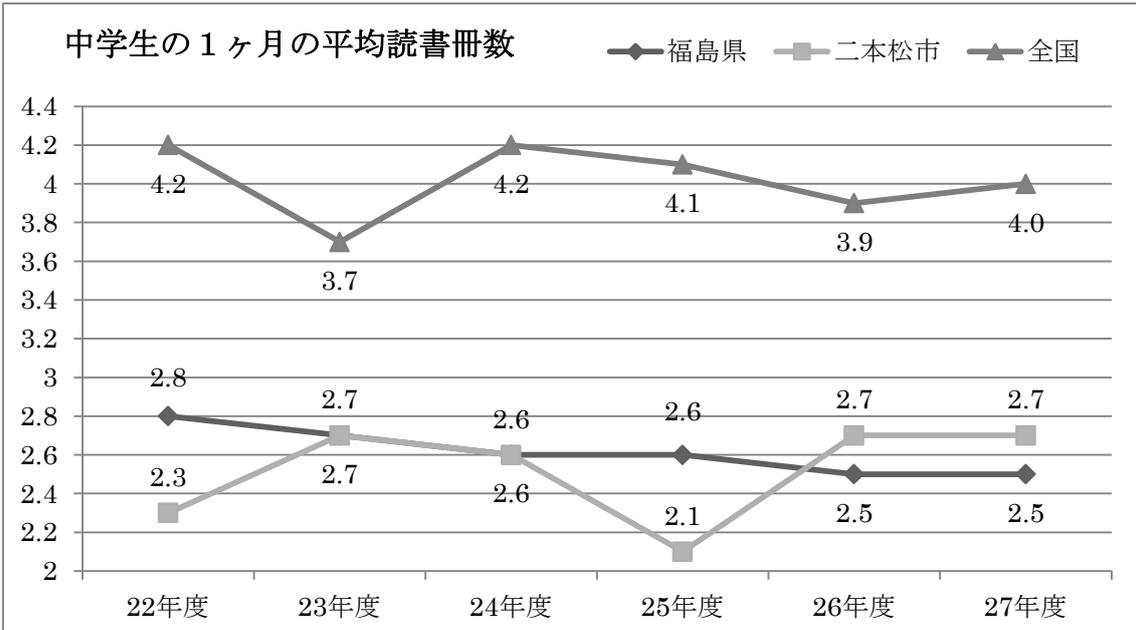
第1期計画を推進してきたことにより、より多くの市民が子どもの読書活動に図書館を利用していることがわかります。これまで実施してきた施策等を継続し、子どもの読書活動の推進に取り組んでいく必要があります。

課題としては、総貸出冊数を施設毎に比べていくと、移動図書館は大きく増加していますが、各図書館の貸出冊数は伸び悩んでいます（資料編詳細）。ただ待つのではなく、必要としている場所に行くことができるという移動図書館の強みを最大限に生かし、ニーズにあった運行コースを検討し、子どもの読書活動の推進に努めていきます。また、子どもの読書活動を推進する上では、各図書館の貸出冊数の増加は必要不可欠です。各図書館においては利用者の多様なニーズに応え、貸出冊数の増加を目指していく必要があります。

また、現在市内で活動している読書ボランティアは4団体であり、平成22年度の5団体と比べると減少しています。市全体で子どもの読書活動を推進していく上で読書ボランティア団体の存在は必要不可欠ですので、読書ボランティア団体の育成についても図書館・公民館等が連携しながら取り組んでいく必要があります。



(資料：福島県教育委員会「読書に関する調査」、全国学校図書館協議会「第62回学校読書調査」)



(資料：福島県教育委員会「読書に関する調査」、全国学校図書館協議会「第62回学校読書調査」)

続いて、平成27年度に福島県教育委員会が実施した「読書に関する調査」、全国学校図書館協議会が毎年実施している「学校読書調査」によると、本市の1ヶ月の平均読書冊数は、小学生は10.9冊、中学生は2.7冊でした。小学生は、県平均レベルだが、全国平均は下回り、中学生は県平均を上回ったが、全国平均は下回りました。

1ヶ月の平均読書冊数は、小学生は県平均と同じで、全国平均に近い数字となっています。また、中学生は県平均を上回っていますが、全国平均には程遠い値となっています。

す。二本松市はもとより、福島県全体で中学生の読書活動を推進していく必要があります。

第3章 計画の基本方針

1 基本方針

本市では平成28年度から平成32年度までの市政運営の基本となる新二本松市総合計画「二本松を元気に！新5ヵ年プラン」が策定されました。計画の中で、めざす指標の一つとして、市立図書館貸出冊数（人口1人当たり年間）を平成26年度の3.00冊から平成32年度には5.33冊となるよう目標を立てております。その目標を達成するためには、本計画の対象となる0歳～18歳までの子どもたちに、読書の楽しさや大切さを実感させ、読書習慣を身に着けさせることは必要不可欠です。

そのためには、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、社会全体で取り組むことが重要となります。

そこで、これまでの現状と課題を踏まえ、第2期計画においても引き続き、次の3点を基本方針とし、計画の推進を図ります。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の充実

子どもが自分から本に親しむようになるには、早い時期からの働きかけが大切です。

乳幼児期から家庭における働きかけを始め、幼稚園、保育所、学校、地域がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し施策の推進を図ります。

また、子どもがいつでもどこでも読書に親しめるような環境づくりのため、本に触れ合う機会の充実に努めます。

(2) 子どもの読書環境の整備と充実

子どもが年齢にあった本に、読みたいと思ったタイミングで出会えることが、生涯にわたり持続できる読書習慣を形成するためには大変重要です。そのために、読みたい本や、知りたい情報を図書館、公民館、学校などが連携協力し、随時提供していきます。

また、子どもの読書活動を支えるためには、蔵書数のみではなく本の専門職による相談や案内にも力を入れる必要性があり、子どもの読書活動を推進する体制づくりが望まれています。

そうした状況に応えるため、現在活動をしている読書ボランティアや学校図書ボランティアに加え、PTAや、婦人会、図書ボランティアなど地域の人材活用を推進し、併せて資質の向上を目指します。

(3) 子どもの読書活動についての理解の促進

子どもが乳幼児期から本と出会うことは、情操を育むうえで大きな影響を及ぼし

ます。しかし、幼い子どもほど本と出会うためには、周囲の大人が子ども読書活動の意義や重要性を認識し支援する必要があることから、多くの市民に理解と協力が得られるよう啓発に努めます。

2 計画の位置づけ

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく国の「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」及び県が定めている「子ども読書活動推進計画」を基本とし、また、本市の新二本松市総合計画「二本松を元気に！新5ヵ年プラン」との整合性を図り、子どもの読書活動を推進する基本的な方針及び具体的な方策を策定するものです。

3 計画の対象

この計画の対象は第1期計画と同様、0歳児からおおむね18歳までの子どもとします。（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条の規定による）

4 計画の期間

本計画の実施期間は平成29年度から平成32年度までの4年間とし、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

また、新二本松市総合計画の見直しに併せ見直しを行い、整合性を図るものとします。

第4章 計画推進のための具体的な方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

教育の原点は家庭にあり、子どもの読書活動においても、家庭での読書環境が大きな影響を及ぼします。市内幼稚園・保育所等に通う子どもの保護者へ「子ども読書アンケート」を実施したところ、「どうすれば子どもがもっと本を読むようになると思われますか」という質問に対して「小さい時から家族が読み聞かせをする」、「小さい時から本を話題にして話す」という回答が上位を占めました。また、市内の小中学生及び市内在住の16・18歳へのアンケートでは、家庭における読書の会話の有無が子どもの読書活動に与える影響について分析したところ、やはり、家庭において本についての会話がある子どもは、本を読むことが「好き」、「どちらかというが好き」な割合が9割を超えていました。逆に、家庭において本についての会話がなない子どもは、「好き」、「どちらかというが好き」という割合が、小学生は8割、中学生は7割、高校生においては3割まで減少しています。ここからも家庭における読書環境が、子どもの読書習慣に大きく影響を与えることがわかります。

読み聞かせや読書に関する会話など、家庭における読書活動の充実は、子どもに本の楽しさを伝え、家族の大切なコミュニケーションの一つとして、子どもの豊かな心の発達に影響を与え、人間性を育み生きる力を養います。

家庭を原点とした読書週間が子どもの生活の中にしっかりと根付いていくよう保護者がより積極的に関わりを持つことが必要です。

このため、家庭での身近な大人が読書の大切さを認識し、子どもの読書活動に理解と関心を持つための啓発や広報に引き続き取り組みます。

また、安達地区読書活動推進委員会がすすめる「家族読書」について、本市でも普及を図ります。

<具体的な取組み>

- ◎家庭における読み聞かせの時間づくり
- ◎家庭で子どもと本や読書に関する話をする時間づくり
- ◎「家族読書」の普及（「家で家族みんなの読書時間」をもつ取組み）
- ◎ブックスタート事業への参加
- ◎ブックステップ事業への参加（新）
- ◎いつでも本とふれあえる環境づくり
- ◎図書館や図書室の積極的な活用
- ◎読書イベントへの家族での参加

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館・図書室における取組み

同読書アンケートで「図書館などがどうなればもっと利用しやすくなりますか」という問いに対し、市内幼稚園・保育所等に通う子どもの保護者は「図書貸出以外のこともできる」、「本を選びやすくする」、「多彩な種類の本を置く」という回答が上位を占めました。また、「子どもと一緒に図書館などや書店に行ったことがありますか」という問いに対し、「あまりない」、「ない」という回答が平成22年度よりも増加しました。このようなアンケート結果を参考にし、多くの市民に図書館等の施設を利用していただくために、魅力ある図書館・図書室を目指していきます。

また、移動図書館については更なる運行コースの拡大を検討していきます。

さらに、市民の本に関する相談に対し、専門性を持って積極的に応じることができ、支援体制を確立する必要があるとあり、子ども向け図書資料の収集や読書相談、レファレンスサービスを始めとする調べ学習の助言等をはじめ、手作り絵本などの創作活動、おはなし会の開催、移動図書館における読書相談等の充実を図るとともに、学校や幼稚園、保育所及び公民館、ボランティア団体、県立図書館や他市町村立図書館との連携協力に努め、より良い読書環境の整備を推進します。

<具体的な取組み>

- ◎学校図書館、幼稚園・保育所、公民館等との連携
- ◎年齢や発達段階にあったお薦め本のリスト作成と配布の強化
- ◎ブックトーク事業、手作り絵本などの創作活動事業の展開
- ◎ブックスタート事業への協力
- ◎ブックステップ事業への協力（新）
- ◎子ども読書コーナー等の整備（幼児用机、イス、カーペット等の配置など）
- ◎子ども向け図書資料の充実
- ◎全市的な図書購入計画の推進
- ◎お薦めの本、新刊本コーナーの充実
- ◎移動図書館の運行地域拡大
- ◎団体向け特別貸出事業の積極的な活用
- ◎相談事業及びレファレンスサービスの充実
- ◎県立図書館、他市町村立図書館との相互貸借事業などの連携
- ◎図書館司書の配置
- ◎読み聞かせ、図書ボランティアの育成と研修
- ◎図書関係職員の研修の充実
- ◎子ども読書の日（4月23日）、子どもの読書週間（4月23日～5月12日）
及び読書週間（10月27日～11月9日）における読書イベントの開催
- ◎えほんフェスティバルの開催（新）
- ◎図書館通信の発行
- ◎市ウェブサイト、市広報における図書館ページの充実

◎二本松市蔵書検索システム（インターネット）の充実

（２）公民館等における取組み

公民館は、地域住民が交流しながら、生涯にわたり様々な学習活動を推進しています。読書活動もその一環として大変重要な位置づけにあります。

市民に親しまれる公民館としての優位性を生かし、地域に密着した読書活動を推進するために、おはなし会などを開催して子どもが読書に親しむ機会を提供する取組みをはじめ、移動図書館や図書館の団体向け特別貸出事業などを積極的に活用し図書コーナーの充実を図り、本に触れ合う機会の提供に努めます。

また、第１期計画中には対応することができなかった、公民館どこでも図書館資料返却の受付に対応できるよう検討し、利用者の利便性の向上に努めます。

さらに、市内で活動を展開している読書ボランティア団体と連携した事業の実施や、第１期計画推進期間中に減少してしまった読書ボランティア団体や図書ボランティアの発掘育成に取組み、各地域における子ども読書活動推進の活性化を図ります。

保健センターや子育て支援センター、市民交流センターなど、子どもや保護者が大勢集まる施設については、様々な機会を利活用して、子どもの読書活動推進に関する情報の発信を行います。

<具体的な取組み>

- ◎読書イベント（おはなし会、研修会）などの開催
- ◎子どもの読書活動を組み込んだ公民館事業の実施
- ◎年齢や発達段階に応じた図書リストの配布
- ◎移動図書館の積極的な活用
- ◎図書館の団体向け特別貸出事業の活用による図書資料の充実
- ◎公民館での図書館資料返却の受付
- ◎家庭教育学級を通した保護者への読書に関する学習機会の提供
- ◎読書ボランティアの発掘と育成

3 学校等における子どもの読書活動の推進

（１）幼稚園、保育所における取組み

幼稚園、保育所においては、幼い子どもへの直接的な関わりとともに、保護者への働きかけによる子どもの読書活動推進が必要とされます。就学前の子どもが、同年代の仲間と一緒に読み聞かせを受けることは、本の楽しみを味わい、読書習慣を形成するきっかけとなります。このため子どもが本に親しみ、ふれることのできる環境を整備し、豊かな人間性を育む子どもの読書活動を推進します。そのためには、年齢や発達段階に対応した図書資料や絵本コーナーの充実を図りながら、施設にお

ける日々の活動環境の中で読み聞かせや紙芝居、エプロンシアターなど、子どもの「本に対する興味」を伸ばす取組みを行います。

また、保育参観や保護者会などの機会をとらえ、保護者に家庭での読書活動の重要性や必要性の意識啓発に努めます。

さらに活動の推進に向けて、幼稚園や保育所の職員が、子どもの読書活動の重要性についてより理解を深めるため研修の機会を確保します。また、本の選書や読書活動に対しては、図書館司書等による支援ネットワークの構築を図ります。

<具体的な取組み>

- ◎幼稚園・保育所での読み聞かせ・紙芝居等の実施
- ◎保護者へ年齢や発達段階に応じたお薦め本リストの配布
- ◎乳幼児向け図書資料の充実
- ◎図書館との連携（団体向け特別貸出事業の利用や図書購入等に係る相談）
- ◎読書ボランティアの活用
- ◎幼稚園教諭、保育所保育士への研修機会の確保

(2) 学校における取組み

学校における読書活動は、読書力をつけていくための基本であり、小学校・中学校・高等学校の各段階に適した読書活動の展開が望まれます。特に、学校図書館は児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

市内小中学校の学校図書館図書標準における充足率は全校100%を達成しています。各学校では、全校生一斉読書時間や多読賞・読書賞などの表彰、音読の時間、詩の暗唱の時間、読書カードの工夫、図書委員会活動や図書だより発行等々、創意工夫をこらした事業が多彩に展開されています。今後も、特色ある取組みを進めながら、子どもの読書活動推進のために一層の工夫を図ります。

学校図書館法の一部改正により、学校等所管の職務に従事する学校司書を学校に置くよう努めることとされました。現在配置されている学校もありますが、今後計画的に配置する学校を増やし、図書館・図書室との連携を図り、団体向け特別貸出を行うなど図書資料を充実させ、読書をすることのみならず、子どもの学ぶ欲求に応えられるよう、子どもたちの調べる力を伸ばし、知的好奇心に応える取組みを進めます。

また、子どもが学習や年齢、発達に応じて発する様々な要求に応えられる人的支援も必要不可欠です。現在、市内小学校においては、学校図書ボランティアの方々

が積極的に活動しています。今後はこの取組みを全校に拡大するとともに、活動の支援を行う必要があります。

保護者に対しては、年齢や発達段階に応じた読書活動が、その後の生涯にわたる読書活動に対して大変重要であること、子どもの豊かな表現力や言語力、創造力の高まりに必要な不可欠であることを伝えるための積極的な情報提供を行います。

<具体的な取組み>

- ◎一斉読書時間活動の継続と充実
- ◎各学校の独自性を持った特色ある読書推進活動の継続
- ◎年齢や発達にあったお薦め本リストの配布（児童・生徒用、保護者用）
- ◎市教育委員会による「読書賞」の授与
- ◎親子読書、家庭読書の日設定などによる家庭での読書推進
- ◎市立図書館、県立図書館との連携強化による団体向け特別貸出事業の強化
- ◎学校図書館の整備充実
- ◎保護者、地域との連携による読書環境整備
（学校図書ボランティア、読書ボランティアの活用）
- ◎読書感想文や、読書感想絵画等の各種事業の紹介及び参加啓発
- ◎学校司書の計画的な配置（新）
- ◎学校司書と市立図書館の連携（新）

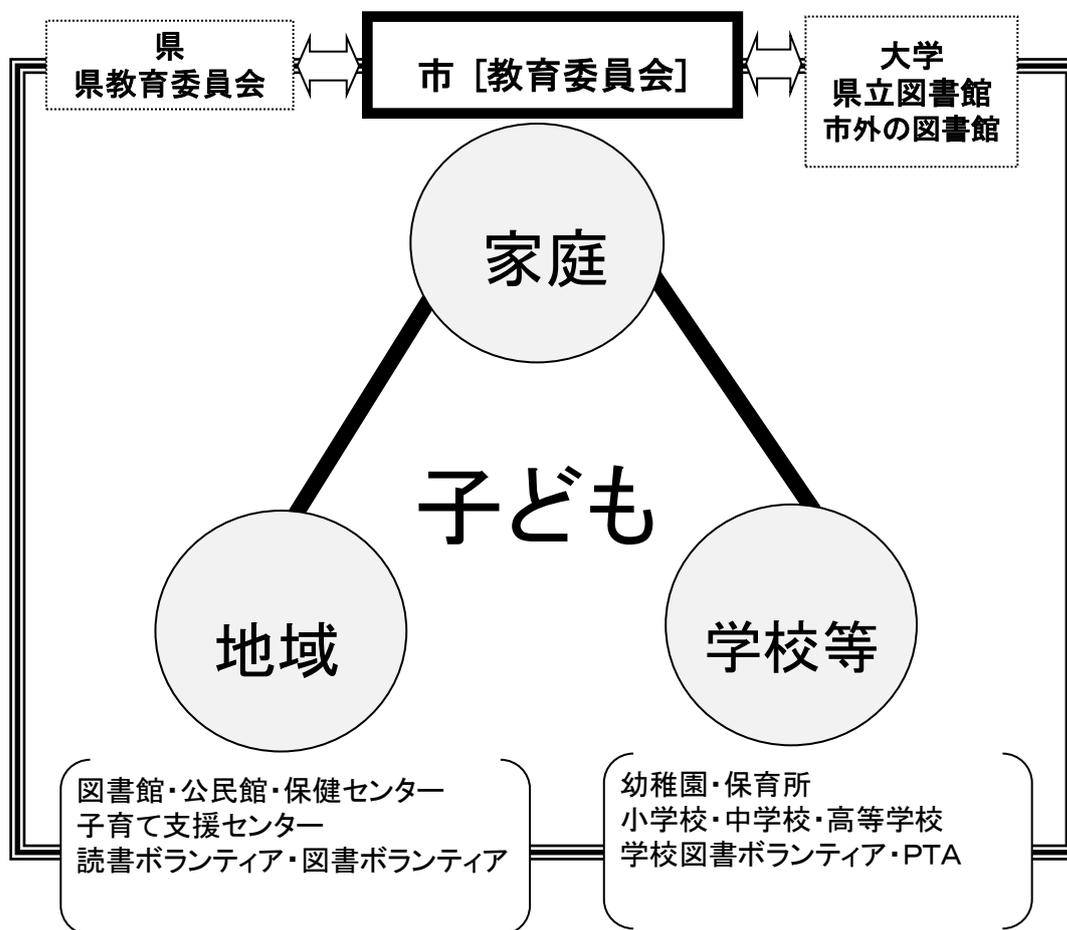
第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を効果的に推進していくため、家庭・地域・関係行政機関・学校・ボランティア等の関連団体が連携を強化し、ネットワークづくりなど情報提供の場を設け、それぞれの役割を果たしながら、協力し取組みます。

また、県、県教育委員会、県立図書館、他市町村や市外の図書館、大学等の関連機関との連携・協力を推進します。

本市においては、教育委員会、図書館が中心となり、関係部・課と連携をとり計画の推進、情報の交換、事業等の実施及び広報・啓発に努めていきます。



2 評価

計画の進捗については、社会教育委員及び二本松市図書館協議会等に計画の進捗状況に関する評価や、提言・意見を求めながら、必要に応じて見直しを行い、子どもの読書活動の推進に積極的に努めます。

第6章 数値目標

項 目		現況値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	目標値設定の 根拠
児童書の貸出冊数		86,410冊	95,051冊	10%増
中・高校生への貸出冊数		4,033冊	4,436冊	10%増
小・中学生の1ヵ月間の 平均読書冊数	小学生	10.9冊	12.0冊	10%増
	中学生	2.7冊	3.0冊	10%増
学校図書館司書の配置校数		2校	10校	市独自目標
読書ボランティア団体数		4団体	5団体	市独自目標
読書が好きな児童生徒の 割合	小学6年	77.5%*	85.0%	市独自目標
	中学3年	73.7%*	85.0%	市独自目標
昼休みや放課後、休日に学 校図書館や地域の図書館 に週1回以上行く児童生 徒の割合	小学校	15.1%	20.0%	市独自目標
	中学校	5.3%	10.0%	市独自目標
市立図書館貸出冊数 (人口1人当たり年間)		3.05冊	5.33冊	市独自目標

※「読書が好きな児童生徒の割合」の現況値のみ平成28年度の数値。

用語の説明

◆ あ行	
安達地区読書活動推進委員会	二本松市・本宮市・大玉村の教育委員会が連携し立ち上げた組織。「家族読書」の普及や、家庭で本に親しむための「10の提案」及び家庭で親しんでもらいたい「おススメ本100冊」を提唱している。
移動図書館	改造したバス又はトラック等に本を積んで図書館サービスを行う出前図書館。図書館が遠い地域を巡回し地域住民に図書館サービスを行うことを目的とする。本市は移動図書館（まつかぜ号）を定期的に運行している。
エプロンシアター	胸当て式のエプロンを舞台に見立て、ポケットから次々と人形などを取り出し、エプロンに着けたり外したりして演劇をする、エプロン上で行われる人形劇。
◆ か行	
家族読書	安達地区読書活動推進委員会がすすめている取組み。家庭で家族と一緒に本に親しむこと。
学校司書	学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。学校図書館法が改正され、平成27年4月1日から施行された同法第6条により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならない」と規定された。
学校図書館	小・中・高等学校において、図書、図書以外の資料を収集し、整理し、保存して、児童・生徒または教員の利用に供する設備。その目的は、学校の教育課程の展開に寄与し、児童・生徒の健全な教養を育成することにある。設置については、学校図書館法によって義務づけられている。
学校図書館図書標準	文部科学省が定めている、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。例えば、12学級以上の小学校では7,960冊などと定められている。
学校図書ボランティア	学校、学校図書館を中心に読み聞かせ、購入本の装備や書架の整理、書籍の修復等のボランティアを行うこと。
家庭教育学級	家庭・地域での教育力向上のため、親等を対象として行う子育て等に関する講座。読み聞かせ等の内容も含まれる。

◆ た行	
団体向け特別貸出事業	団体（学校、公民館、ボランティアグループ、貸出文庫）などが、図書館・図書室に団体登録をすることにより、一般貸出とは別に数十冊単位での特別な貸出を行う事業。団体の使用目的に合わせて図書館司書が選書にも協力をする。
電子書籍	電子化された書籍データ。紙に印刷するのではなく、パソコンや携帯電話、専用の表示端末等にデータを取り込んで閲覧する。文字以外に動画や音声を再生できるものもある。
読書相談	図書館の利用者が、自ら読む図書を選択に迷っているとき、司書等がその相談に応じること。
読書ボランティア	読み聞かせ、紙芝居、エプロンシアター、工作活動などを活用し、子どもや保護者に向けたおはなし会等のボランティアを行うこと。
図書館	図書館法に基づき設置されている施設。県及び市町村が設置する「公立図書館」と、法人等が設置する「私立図書館」がある。図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設。
図書館司書	公共図書館等で図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門的職員。
図書ボランティア	図書館、公民館を中心に読書相談、購入本の装備や書架の整理、書籍の修復等のボランティアを行うこと。
◆ は行	
ブックトーク事業	グループを対象としてひとつのテーマを決め、それに関連する図書を数冊選択しその内容を紹介する。読書の領域を拡大し、新しい分野に興味と関心を引き起こす読書への動機づけとして効果がある。
ブックスタート事業	乳幼児健康診査等に参加したすべての乳幼児と保護者に、絵本やアドバイス集などの入ったブックスタート・パックを説明の言葉を添えてプレゼントする運動。1992年英国で始まった。本市では平成22年度より4ヶ月児健康診査会場にて、実際に読み聞かせボランティアによる読み聞かせの体験も含めながら事業を展開している。

ブックステップ事業	ブックスタート事業のフォローアップとして、ブックステップと称し、本市では3歳児健康診査対象児に職員や読書ボランティアにより、集団による絵本の読み聞かせ等の事業を展開している。
放課後子ども教室	放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安心・安全な居場所づくり、スポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動、学習等の取組みを実施するもの。
◆ や行	
読み聞かせ	子どもに本の挿絵などを見せながら、読んで聞かせること。家族、図書館司書や保育士、幼稚園教諭、教師、ボランティア等が、子ども1人にまたは小グループに対して行う。本の楽しさを体験させる有効な手段の1つである。
◆ ら行	
レファレンスサービス	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館司書が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによって支援する業務。